

令和7（2025）年度

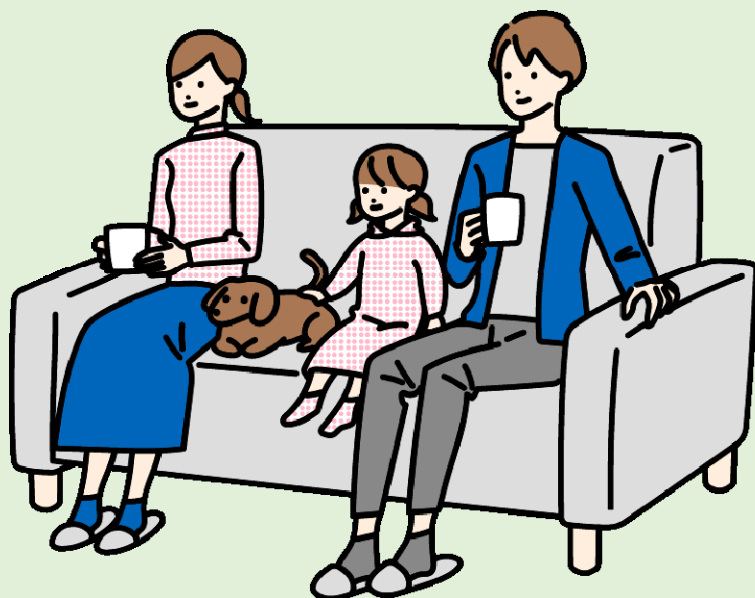
相模原市

子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業

わくわく

あんしん

さがみはら



申請期間 令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月27日（金）

【お問合せ先・申請書等の提出先】

相模原市 住宅課

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

TEL:042-769-9817

相模原市 中古住宅 補助



1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

(1) 制度の概要・・・・・・・・ P 1

(2) 手続きの流れ・・・・・・・・ P 1

2 補助の内容について・・・・・・・・ P 2

(1) 補助対象者・・・・・・・・ P 2

(2) 補助対象住宅・・・・・・・・ P 2

(3) 補助金額・・・・・・・・ P 3

3 補助金申請手続きについて・・・・・・・・ P 4

STEP 1 交付申請・・・・・・・・ P 4

STEP 2 実績報告・・・・・・・・ P 7

STEP 3 交付請求・・・・・・・・ P 8

1 はじめに

(1) 制度の概要

本市では、「誰もが安心して暮らしやすく、住み続けたいまち」を目指し、子育て世帯や若年世帯の定住・移住の促進及び中古住宅の流通の促進を図ることを目的として、子育て世帯等が中古住宅を購入する際の費用や、子世帯が親世帯と同居するために、親世帯が所有する住宅を改修する際の費用の一部を補助しています。

(2) 手続きの流れ

子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業（以下、「本事業」という。）の手続きの流れは以下のとおりです。
本事業を申請する方（以下、「申請者」という。）は、それぞれのタイミングで定められた書類を表紙に記載してある提出先に持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

STEP1

交付申請

- ・申請者は**住宅の購入の契約締結前又は改修工事の契約締結前に交付申請を行ってください。**
- ・交付申請後、審査があります。審査完了後、交付決定通知書を送付します。
- ・契約は交付決定日以降に行ってください。

STEP2

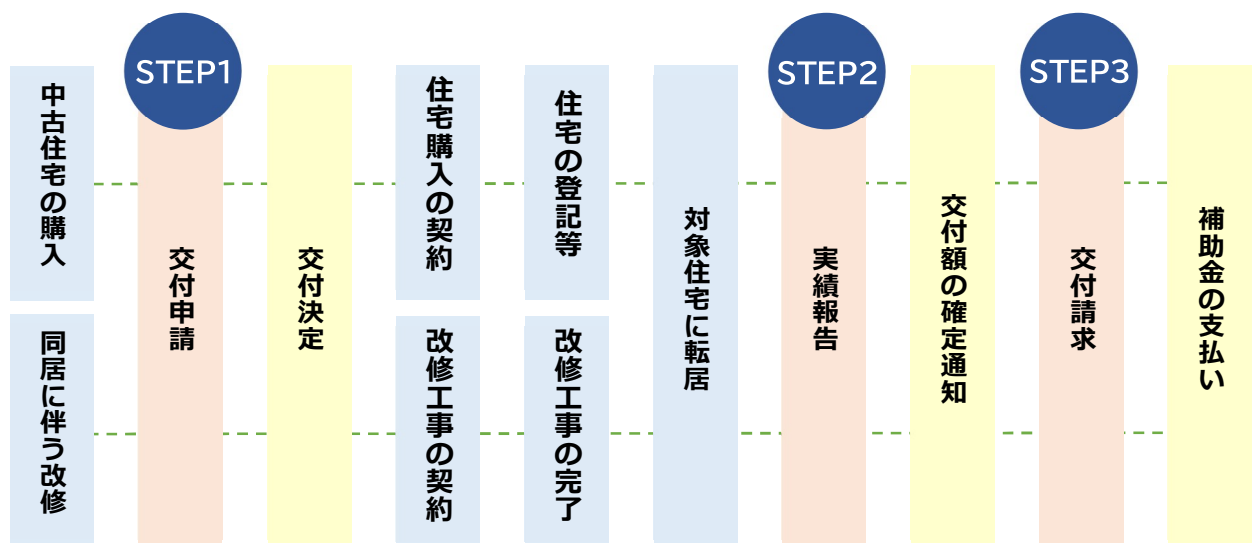
実績報告

- ・住宅の購入又は改修工事が完了し、住民票の異動及び登記の所有権移転（改修工事の場合は除く。）が済みしたら、速やかに実績報告を行ってください。
- ・実績報告後、審査があります。審査完了後に「補助金等の額確定通知書」を送付します。

STEP3

交付請求

- ・「補助金等の額確定通知書」を受領した後、速やかに補助金の請求を行ってください。



2 補助の内容について

(1) 補助対象者

次の表に該当する者が対象となります。なお、**基準日は交付申請日**となります。

必 須	補助対象住宅を購入又は改修する者
	補助金実績報告時までに本市の住民基本台帳に記録され、補助金受領後その住宅に5年以上住み続ける意思がある者
	補助対象世帯員が相模原市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）に規定する暴力団員等でないこと及び同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと
	補助対象世帯員が過去に相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと
	補助対象世帯員のうち納税の義務がある者全員の市税等の滞納がないこと
いずれかに該当	39歳以下の妊婦（若年世帯）
	いずれも39歳以下の夫婦又はパートナーシップ宣誓者（予定者を含む。）（若年世帯）
	18歳以下の子と同世帯の親（子育て世帯）

(2) 補助対象住宅

以下の表に該当する住宅が対象となります。

必 須	市内の一戸建て又はマンションの形態で、居住の用に供したことがある既存住宅
	建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令の施行日（昭和56年5月31日）の翌日以降に建築確認を受けた住宅又は同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅
どちらか※	購 入 市内の居住誘導区域又は中山間地域（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町）の災害ハザードを除いた区域にある住宅
	改 修 居住誘導区域又は中山間地域（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町）の災害ハザードを除いた区域にある親世帯が所有する住宅

※購入と改修の併用はできません。

※購入については、市内不動産店等と契約（仲介を含む。）する物件が対象となります。

※改修については、市内施工業者が行う工事が対象となります。

※以下の区域は、市及び県ホームページで確認することができます。

・居住誘導区域

相模原市立地適正化計画において、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域

・災害ハザード

相模原市立地適正化計画に定める土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域

【居住誘導区域 確認用 QR コード】

・さがみはら地図情報



【災害ハザード 確認用 QR コード】

・神奈川県土砂災害情報ポータル



（３）補助金額について

補助金の交付額は、次に掲げる基本額及び加算額の合計となります。

購入費補助

①基本額

市内の居住誘導区域又は中山間地域の災害ハザードを除く区域にある中古住宅を購入する世帯に対して、**50 万円を補助します。**

※購入費用が 500 万円（税抜き）以上となる中古住宅が対象となります。

※市内不動産店等と契約（仲介を含む。）する物件が対象となります。

※必ず売買契約前に交付申請を行ってください。

②加算額

次のア～エに該当する場合、各要件の金額を基本額に加算します。

ア	20 万円	対象世帯が市外から相模原市に転入した場合
イ	15 万円	対象世帯が市内の居住誘導区域外から居住誘導区域内に転居した場合
ウ	15 万円	購入した中古住宅に親世帯と同居する場合又は親世帯と近居（直線距離 2 キロメートル以内）する場合
エ	15 万円	対象世帯の世帯員のいずれかが市内企業勤務の場合（個人経営を含む。）

改修費補助

①基本額

子世帯が親世帯と同居するために、居住誘導区域又は中山間地域の災害ハザードを除く区域にある親世帯が所有する住宅を改修する際に要する工事の経費に対して、**補助対象経費の 1/5（上限 40 万円）を補助します。**

なお、補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

例）壁紙の張り替えに係る工事

トイレ・浴室・キッチン等の給配水に係る工事

電気、ガス等の設備に係る工事 等

※住宅の改修に要する費用が 50 万円（税抜き）以上の工事が対象となります。

※建築確認が必要となる工事の場合、建築確認及び完了検査を受け、実績報告【STEP 2】の際に検査済証のコピーの提出が必要になります（5 ページ）。

※市内施工業者と契約し、本施工業者が実施する工事が対象となります。

※必ず契約前に交付申請を行ってください。

②加算金額

次のア～エに該当する場合、各要件の金額を基本額に加算します。

ア	20 万円	対象世帯が市外から相模原市に転入した場合
イ	15 万円	対象世帯が市内の居住誘導区域外から居住誘導区域内に転居した場合
ウ	15 万円	対象世帯の世帯員のいずれかが市内企業勤務の場合（個人経営も含む。）
エ	5 万円	津久井産材を利用した場合

3 補助金申請手続きについて

STEP 1 交付申請

以下の内容で交付申請を行ってください。

1 提出書類

市ホームページから各様式をダウンロードし、必要書類を添付して、表紙に記載してある提出先に持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

※交付申請は、必ず売買（工事）契約前に行ってください。

※審査期間は、概ね1週間です。補助金の交付の可否については、原則郵送で通知します。

※代理人が申請する場合は、申請書及び必要書類に加えて、委任状（様式不問）を提出してください。

【購入費補助金】

■必ず提出する書類

- ①子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金購入費補助交付申請書（第1号様式）
- ②同意書及び誓約書（第2号様式）
- ③住民票のコピー（3か月以内に発行されたもの）
 - ・申請者世帯全員の記載があるもの
 - ・世帯主及び続柄の記載があるもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- ④納税証明書のコピー（世帯員のうち納税の義務がある者全員）
 - ・市民税・県民税納税証明書（令和6年度分）
※申請者又はその配偶者等に納税の義務がない場合は、その者の（非）課税証明書を併せて提出
 - ・固定資産税・都市計画税納税証明書（令和6年度分）
※不動産を所有していない場合は不要
- ⑤購入を予定している中古住宅の広告
 - ・中古住宅の所在地（マンションの場合は部屋番号を含む。）、建築年月、販売額の記載があるもの

■必要に応じて提出する書類

- ①市内に勤務している世帯員がいる場合は、就労証明書等のコピー（市内に勤務している世帯員が非課税であった場合、市民税・県民税課税証明書（令和6年度分）のコピーが必要）
- ②親世帯と同居又は近居する場合にあっては、親世帯の住民票のコピー（3か月以内に発行されたもので世帯主及び続柄の記載があるもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの））、子世帯の戸籍全部事項証明書のコピー（ただし、住民票のコピーで親子関係を証明できる場合は除く。）
- ③昭和56年5月31日以前に建築確認済証を取得した住宅の場合にあっては、耐震改修促進法に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たしていることが確認できる書類
- ④世帯に妊婦がいる場合は、母子手帳のコピー（母の氏名と出産予定日がわかる部分）
- ⑤パートナーシップ宣誓を行っている場合は、パートナーシップ宣誓書のコピー。ただし、申請時に市外在住であり、本市に転入した後、パートナーシップ宣誓を行う予定の者は、実績報告【STEP2】までにパートナーシップ宣誓書のコピーの提出が必要になります。
- ⑥このほか、審査にあたり必要となる書類

【改修費補助金】

■必ず提出する書類

- ①子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金親世帯住宅改修費補助交付申請書（第3号様式）
- ②同意書及び誓約書（第2号様式）
- ③住民票のコピー（3か月以内に発行されたもの）
 - ・子世帯全員の記載があるもの
 - ・親世帯全員の記載があるもの
 - ・世帯主及び続柄の記載があるもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- ④戸籍全部事項証明書のコピー（ただし、住民票の写しで親子関係が確認できる場合は除く。）
- ⑤納税証明書のコピー（子世帯及び親世帯の世帯員のうち納税の義務がある者全員）
 - ・市民税・県民税納税証明書（**令和6年度分**）
※申請者又はその配偶者等に納税の義務がない場合や親世帯に納税の義務がない場合は、その者の（非）課税証明書を併せて提出
 - ・固定資産税・都市計画税納税証明書（**令和6年度分**）
※補助対象者が不動産を所有していない場合は不要
- ⑥登記全部事項証明書（建物のみ）又は家屋課税台帳記載事項証明書（**令和7年度分**）のコピー
- ⑦住宅改修工事に係る見積書及び内容内訳書
- ⑧住宅改修工事に係る平面図その他改修箇所が確認できる書類
- ⑨住宅改修工事の施工前の状況が確認できる写真（補助対象工事を行う箇所、撮影日付）
※増築する場合は、増築予定箇所が確認できる住宅の外観の写真も併せて提出
- ⑩確認済証のコピー又は確認台帳記載事項証明書のコピー

■必要に応じて提出する書類

- ①市内に勤務している世帯員がいる場合は、就労証明書等のコピー（市内に勤務している世帯員が非課税であった場合、市民税・県民税課税証明書（**令和6年度分**）のコピーが必要）
- ②昭和56年5月31日以前に建築確認済証を取得した住宅の場合は、耐震改修促進法に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たしていることが確認できる書類
- ③世帯に妊婦がいる場合は、母子手帳のコピー（母の氏名と出産予定日がわかる部分）
- ④パートナーシップ宣誓を行っている場合は、パートナーシップ宣誓書のコピー。ただし、申請時に市外在住であり、本市に転入した後、パートナーシップ宣誓を行う予定の者は、実績報告【STEP2】までにパートナーシップ宣誓書のコピーの提出が必要になります。
- ⑤このほか、審査にあたり必要となる書類

2 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）＜消印有効＞

※申請受付期間であっても、交付申請により計上した補助金額が予算額を上回ると判断した場合は、特段の周知を行わず受付を終了する場合があります。

«**交付決定後、以下の手続きが必要となる場合があります。**»

1 変更・取下げ申請

交付決定通知後に申請内容の変更又は取下げを行う場合、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付申請変更・取下げ申請書（第 7 号様式又は第 8 号様式）に必要書類を添付して提出してください。

なお、申請内容を変更する場合、**当初の交付決定額を上回ることはいけません。**

※以下のような場合は変更・取下げ申請が必要となります。

例) 購入する物件を変更した場合 → 変更申請

近居となる予定であった親世帯が転居した場合 → 変更申請

工事費用が減額となり、補助金申請額に影響がある場合 → 変更申請

物件の購入（改修）を取りやめた場合 → 取下げ申請

※値引き交渉により購入予定の物件の価格が減額となった場合や工事内容に変更が生じ工事費用が減額となった場合等であっても、補助金額に影響のない場合の変更申請は不要です。

※変更後の交付決定についても、購入（工事）の契約日より前に受ける必要があります。

2 事業着手届の提出

改修費補助金を利用する場合は、**工事に着手後、速やかに事業着手届（第 4 号様式）に着手日がわかる書類（工程表等）を添付して提出してください。**

交付決定を受けた者は、対象住宅の購入又は改修が完了した後、速やかに実績報告を行ってください。

1 提出書類

市ホームページから各様式をダウンロードし、次に掲げる書類を添付して、表紙に記載してある提出先に持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

【購入費補助金】

■必ず提出する書類

- ①子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金実績報告書（第 11 号様式）
- ②補助対象世帯全員の異動後の住民票のコピー（3か月以内に発行されたもの）
 - ・世帯主及び続柄の記載があるもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
 - ・補助申請世帯全員の記載があるもの
- ③対象住宅の売買契約書のコピー
- ④対象住宅の重要事項説明書のコピー
- ⑤所有権移転後の登記全部事項証明書（建物のみ）のコピー
- ⑥確認済証の写し又は確認台帳記載事項証明書のコピー
- ⑦購入した住宅の写真（購入後、申請者が撮影した住宅の全景）※不動産広告は不可

■必要に応じて提出する書類

- ①親世帯と同居又は近居した場合は、親世帯の住民票のコピー（3か月以内に発行されたもので世帯主及び続柄の記載があるもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの））
 - ※補助対象世帯が購入した住宅に住居票の異動を行った後に取得したもの
- ②このほか、審査にあたり必要となる書類

【改修費補助金】

■必ず提出する書類

- ①子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金実績報告書（第 12 号様式）
- ②住民票のコピー（3か月以内に発行されたもの）
 - ・子世帯全員の記載があるもの ・親世帯全員の記載があるもの
 - ・世帯主及び続柄の記載があるもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- ③登記全部事項証明書（建物のみ）のコピー
- ④工事契約書のコピー
- ⑤領収書又はそれに類するもの
 - ・施工業者の名称、所在地の記載及び捺印のあるもの
- ⑥施工後の改修工事を行った部分の写真（日付入り）
 - ※交付申請時（施工前）に提出した写真と同じアングルで撮影してください。

■必要に応じて提出する書類

- ①改修工事に津久井産材を使用した場合は、さがみはら津久井産材流通確認証のコピー
- ②確認申請を伴う工事であった場合は、検査済証のコピー
- ③間取り変更や増築等が生じた場合は、住宅改修工事に係る平面図その他改修が確認できる書類
- ④このほか、審査にあたり必要となる書類

2 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金曜日） <必着>

※提出期限までに実績報告がない場合は、**交付決定は無効となる場合があります。**

STEP3**交付請求**

交付額の決定を受けた者は、速やかに交付請求を行ってください。

1 提出書類

本市ホームページから各様式をダウンロードし、次に掲げる書類を添付して、表紙に記載してある提出先に持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

【購入費補助金・改修費補助金 共通】

■必ず提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付請求書（第 14 号様式）
- (2) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定通知書（第 5 号様式）のコピー
- (3) 「補助金等の額確定通知書」（第 13 号様式）のコピー
- (4) 預金通帳等のコピー（金融機関名、支店、口座番号、口座名義【カタカナ】の分かる部分）

■必要に応じて提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定変更通知書(第 9 号様式)のコピー
- (2) このほか、審査に当たり必要な書類

2 提出期限

令和 8 年 4 月 24 日（金曜日）＜必着＞

※提出期限(必着)までに補助金の請求がない場合は、補助金を支給することができません。

重要（必ずお読みください）

- 1 補助金の受領にあたり、市からのモニタリング調査にご協力いただきます。
- 2 補助金利用後、交付申請時に提出していただいた「同意書及び誓約書」（第 2 号様式）の「補助金利用後の居住確認に関する事」のとおり、市が住民基本台帳を閲覧し、居住確認を行います（補助金受領後 5 年間）。
- 3 補助金の交付を受けた日から起算して **5 年を経過する日より前**に以下の事項に該当した場合は、**補助金の返還の対象となります。**
 - ・世帯員全員が補助対象住宅から住民基本台帳の記録を変更した場合や居住の実態が無くなった場合（死亡した場合を除く）
 - ・補助対象住宅を譲渡、処分又は貸し付けた場合
 - ・親世帯との同居又は近居を解消した場合（死亡した場合を除く） など
- 4 **50 万円以上の補助金を受領した場合は、確定申告が必要**となります。申告方法等については税務署へご相談ください。